

大情審答申第 483 号
令和 2 年 10 月 19 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和元年12月10日付け大西淀総第115号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った令和元年10月18日付け大西淀総第95号による不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、令和元年10月10日、条例第5条に基づき、実施機関に対し、「『平成29年度に行った職員の処分に係る行政措置』のうち、『不適切な発言』（事件名）について平成30年3月に措置した事案（平成29年12月、職場内において、部下職員を指導する際、不適切な発言を行った）に関する人事監察委員会に提出された資料一式」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定を行った。

記

当該公文書は、人事室が所掌する公文書であることから、当区役所において当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年11月8日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

この事案に係る職員の勤務は西淀川区役所で、しかもその業務中の指導時にあったこととなればその当事者たる職員が指導した（又は「指導された」という事実の業務内容を記した日報や報告書の類の文書がないとは考えられない。

完結された資料一式は人事室にあったとしても当該区役所の業務上の中での当事者職員の勤務記録を含めた断片的な資料がひとつも作成又は取得されていないとは言い切れない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 大阪市人事監察委員会に係る事務について

実施機関では、職員の処分事案があった場合、被処分者の属する所属から当該事案に係る処分の意見を、人事室宛てに内申し、その資料をもとに人事室は大阪市人事監察委員会（以下「人事監察委員会」という。）へ提出する資料を作成して、当該処分の量定等を諮問する。

2 本件請求に対して本件決定を行った理由

本件請求文書は、西淀川区役所が作成し人事室へ提出した公文書（平成 30 年 3 月 22 日付け「職員の不祥事に関する報告及び内申について」以下「本件内申文書」という。）をもとに、人事室が作成し人事監察委員会に提出したものである。

そのため、西淀川区役所から人事監察委員会に対して提出する公文書は作成していないため本件決定を行ったものである。

3 その他

本件請求文書のもととなった、西淀川区役所が作成し人事室へ提出した本件内申文書については、本件請求とは別で審査請求人からあった令和元年 10 月 10 日付け公開請求に基づき、令和元年 10 月 18 日に審査請求人あて部分公開決定を行っている。

また、本件請求は、人事監察委員会に提出された資料一式の公開を求めるものであるところ、人事監察委員会へ提出する資料は上述のとおり人事室が作成していることから、本件請求に対しては別途、令和元年 10 月 24 日付けで人事室が大人事人第 183 号により西淀川区役所職員の不適切な発言事案に係る事件本人、事件名、事件概要、処分案、管理監督責任、量定の考え方を特定した上で部分公開決定を行っている。

4 結論

以上の次第であり、本件決定は条例に則った適正なものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

審査請求人は、本件請求文書が存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は、本件請求文書は存在しないとして争っている。

したがって、本件審査請求の争点は、本件請求文書の存否である。

3 本件請求文書の存否について

本件請求は、特定処分案件について西淀川区役所において保有する人事監察委員会提出資料の公開を求めるものである。

実施機関においては、大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）に基づき、市長の附属機関として人事監察委員会を設置しており、職員の分限処分を行うか否か及びその処分の量定の妥当性を審議している。

実施機関によれば、人事監察委員会へ提出する資料は被処分者の所属する局区からの内申を受けて人事室人事課がその判断により作成のうえ提出しており、そもそも西淀川区役所は人事室人事課がどのような資料を人事監察委員会に提出したかを把握していないとのことである。このような実施機関における事務の内容及び手順を踏まえると、西淀川区役所では当該資料をそもそも作成しておらず、また取得もしていないとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、当該区役所の業務上の中での資料がひとつも作成又は取得されていないはずがなく、存在するはずであると主張する。この点、確かに、特定処分案件に係り西淀川区役所において本件内申文書が作成されており、実施機関は本件請求とは別の同日付の公開請求に対しすでに当該文書を特定して部分公開を行っている。

しかしながら本件請求は、人事監察委員会に対する提出資料の公開を求めるものであるところ、そのような文書を西淀川区役所では保有していないことについては上記のとおりであるから、審査請求人の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 島田 佳代子、委員 玉田 裕子、委員 長谷川 佳彦

(参考) 答申に至る経過

令和元年度諮問受理第 13 号

年 月 日	経 過
令和元年 12 月 10 日	諮問書の受理
令和 2 年 7 月 31 日	実施機関からの意見書の收受
令和 2 年 8 月 11 日	調査審議
令和 2 年 9 月 11 日	調査審議
令和 2 年 10 月 19 日	答申